

がなくなった場合には、それ以降の期間の保険料は還付されず。

クレジットカードによる前納も可能です。希望する人は、高崎年金事務所、**国**国保年金課または**松**住民福祉課でお申し込みください。

さらに、インターネットなどを利用して納付する方法もあります。

詳しくは、高崎年金事務所にお問合せください。

**問合せ▼**

高崎年金事務所

(☎027132214299)

**国**国保年金課医療年金係

(☎内線1116)

**松**住民福祉課税務保険係

(☎内線2160)

**令和4年第2回(6月)**

**安中市議会定例会**

6月6日から20日にかけて15日間の日程で令和4年第2回安中市議会定例会が開催され、議案を市長が提出しました。

○人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○安中市立学校設置条例の一部を改正する条例について

○訴えの提起について

○令和4年度安中市一般会計補正予算(第2号)

**防災行政無線などを用いた全国一斉の情報伝達試験を実施します**

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達試験を行います。この試験は全国瞬時警報システム(Jアラート<sup>※</sup>)を用いて、安中市を含む全国の地域でさまざまな手段により情報伝達試験が行われます。今年度は下記の日程で実施しますが、災害などが発生した場合または発生する恐れがある場合には試験を中止します。**第2回**：8月10日(水) **第3回**：11月16日(水) **第4回**：令和5年2月15日(水)

**8月10日(水)**  
**午前11時ごろ**

本市が行う情報伝達試験の内容は次のとおりです。

情報伝達手段	内 容
防災行政無線	市内に設置した防災行政無線から、一斉に、次のように放送されます。 1.チャイム音 2.「これは、Jアラートのテストです。」×3回 3.「こちらは、ぼうさいあんなかです。」×1回 4.チャイム音
メール配信サービス	安中市メール配信サービスに登録している人で、防災情報の「安中市全域」または「Jアラート」を選択している人へ試験メールが配信されます。

※Jアラート…地震・津波の発生や武力攻撃などの緊急情報を、国が人工衛星などを通じて瞬時に伝えるシステム

**防災行政無線テレホンサービス▼**

防災行政無線の放送を聞き逃した場合や放送内容が聞き取りづかった場合などに、放送内容を電話で確認できるサービスです。(☎0800-800-3664(通話料無料))

**安中市メール配信サービス▼**

今回の試験でも使用しますが、日々の気象情報や火災情報、防災情報などをお手元のパソコンや携帯電話へメールでお知らせするサービスです。



**【登録方法】**

- ①左記コードを読み取るか、annaka@entry.mail-dpt.jpへ空メールを送信します。
- ②仮登録メールに記載されているURLから登録手続きをします。
- ③手続完了後に登録完了メールが届けば登録完了です。

※仮登録メールが届かない場合は、迷惑メール設定を確認し、次のアドレスを受信できるよう設定してください **【annaka@city.annaka.gunma.jp】**

問合せ▶**国**危機管理課危機管理係(☎内線1135)